

富士見市 次世代自動車等 導入促進補助金のご案内

富士見市は、
地球温暖化の防止および
大気環境の改善を目指し
ています



富士見市マスコットキャラクター
「ふわっぴー」

今年度より、
残価設定ローン
の利用も補助対象です！

補助内容

※購入後の申請

対象車両・機器	補助金額	要件
電気自動車 (EV)	15万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間に初めて新規登録を受ける未使用かつ四輪以上の自動車（中古の輸入車を除く。）であること。 ● 自家用または社用の自動車であること。 ● リース契約により貸与された自動車でないこと。 ● 残価設定ローン等により取得した場合は、契約期間が3年以上であること。
プラグインハイブリット車 (PHV)	5万円	
燃料電池自動車 (水素自動車)	50万円	
据置型電気自動車等充給電設備 (V2H)	3万円	
可搬型外部給電器 (V2L)	3万円	

引渡日が令和8年2月1日から令和9年1月31日までのもの

対象者

(市民・事業者)

1. (自動車の場合) 使用の本拠の位置が富士見市内である次世代自動車の所有者(購入時に所有権が販売会社等に留保されている場合は、使用者)
2. 市内に引き続き1年以上居住し住民基本台帳に記録されている方、または市内に引き続き1年以上事業所を有している事業者
3. 市税を滞納していないこと。
4. 過去に同一の補助対象車両・機器を導入し、市の補助金の交付を受けていないこと。(同一世帯の方も含む)
※EVとPHVの申請等、同一の車両・機器でなければ申請可能です。

受付期間

令和8年6月1日(月)から令和9年2月15日(月)まで

- ・郵送による申請は令和9年2月15日(月)必着
- ・予算の上限に達した時点で、期間中であっても受付を終了します。

太陽光発電システムや蓄電池など再生可能エネルギーに関する補助金も設けておりますので、ぜひご活用ください！

みんな笑顔☆ふじみ

富士見市

【問合せ】環境課 環境保全係
TEL:049-252-7129
FAX:049-253-2700



富士見市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。